

九大員総人第40号

平成30年6月14日

各関係機関の長 殿

九州大学大学院経済学研究院長

磯谷明徳 [公印省略]

教員の公募について（依頼）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび本研究院では、下記の要領により専任教員を公募いたします。

つきましては、貴機関の関係者に周知していただき、適任者をご推薦くださるようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 担当科目 研究教育分野：経営学  
講座内容：組織行動  
所 属：産業マネジメント部門 産業マネジメント講座  
講義科目：大学院経済学府産業マネジメント専攻（九州大学ビジネス・スクール）において、「組織行動」に加え、「リーダーシップ」や「戦略的人的資源管理」等から1科目の計2科目を担当する。加えて、「プロジェクト演習」（合同ゼミによる演習とプロジェクト論文作成指導）を担当する。また、経済学部の講義を担当することがある。なお、教育の国際化に伴い、担当科目において英語で授業を担当することもある。
2. 採用職名 准教授または講師
3. 採用時期 平成31年1月1日以降、遅くとも平成31年4月1日までに着任
4. 応募資格 次の[1][2]の応募資格を同時に満たすか、[3]の応募資格に適合すること。また、いずれの場合も[4]~[7]の応募資格を満たすこと。

- [1]専門実務分野に関する5年以上の実務経験と高度の実務能力があること。
- [2]専門実務分野で著書またはレポート等の刊行物があること。
- [3]博士の学位を有するか、それと同等以上の研究実績を有すること。
- [4]ビジネス・スクールの運営業務（社会連携・国際連携・その他運営に関する業務）に、熱意を持って積極的に参加できる者。
- [5]本応募は、平成30年度九州大学活性化制度の採択計画「デザイン学とビジネス教育を融合した学府連携プログラムの実現」により措置されたポストに教員を採用するために行うものである。本応募により採用された教員には、上記[4]に記載した業務の他、本学芸術工学研究院との連携業務に熱意をもって取組むことが求められる。特に、デザインなどクリエイティブな機能を含むチームの組成からスタートアップ企業設立を経て事業成長へと至る過程の組織マネジメントやリーダーシップを主たる対象領域として、教育・研究業務に従事することが強く期待される。
- [6]英語能力がビジネス・スクールで講義のできるレベルにあること。
- [7]日本国籍以外の方は、教育研究等の業務で支障のない日本語能力を有すること。

5. 提出書類
- [1]履歴書（写真貼付、高校卒業以降の学歴〔取得学位も含む〕、職歴、所属学会を明記すること。）
  - [2]大学院博士前期課程（修士課程）、又は後期課程（博士課程）の修了証明書。また、大学院に在籍経験のない者は、最終学歴を示す証明書（当該機関の発行するもの）を提出すること。
  - [3]業績一覧表（実務経験や実務能力を証明する専門分野の実績及び教育・研究上の業績については、著書・論文・レポート名、単著・共著の別、掲載誌名、発行機関、出版社名、発行・出版年、ページ数を記すこと。さらに主たる業績3点に○印をつけ、その要約〔一点につき日本語で400字程度〕を付すこと。また査読論文には\*をつけること）
  - [4]研究業績（○印を付した業績3点、コピー可）

6. 応募期間
- 平成30年9月28日（金）必着  
（郵送の場合は書留郵便とし、封筒に「組織行動教員公募関係書類」と表記すること。）

7. 提出先           〒 8 1 2 - 8 5 8 1  
福岡市東区箱崎 6 - 1 9 - 1  
九州大学大学院経済学研究院長 磯谷明德 宛
8. 審査方法       資格審査及び論文審査（面接審査・公聴会を行う場合は別途通知する。）
9. 結果通知       決定し次第、本人に通知する。
10. その他       [1]提出書類の形式面に関する照会は、九州大学貝塚地区事務部総務課人事係まで（直通電話：092-642-4173、FAX：092-642-2349、E-mail：kasjinji@jimukyushu-u.ac.jp）  
[2]資格審査及び論文審査の合格者に対して面接・公聴会を行う場合、通知する必要から、必ず連絡のとれる手段（Fax番号、メールアドレス、電話番号（携帯電話番号を含む）など）を明記のこと。  
[3]提出された書類は原則として返却しない。  
[4]公聴会については、九州大学の旅費規定に従って国内旅費を支給する。ただし、面接審査についてはこの限りでない。  
[5]九州大学では、男女共同参画社会基本法に則り、教員の選考を行う。  
[6]九州大学では「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」、「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」の趣旨に則り、教員の選考を行う。